



## 就業規則を定期的に見直しましょう

常時十人以上の労働者を使用する事業場では、就業規則の作成・届出が義務付けられています。しかし実際には、「作成したまま長年見直していない」「法改正後も内容が更新されていない」というケースも少なくありません。

——就業規則は職場の「ルールブック」です

就業規則には、始業・終業時刻、休憩時間、休日、休暇、賃金、退職などの基本的な労働条件に加え、福利厚生や会社独自の規定など労働者全員に適用される事項を記載する必要があります。

記載漏れや内容の未更新は、労使間のトラブルに発展するおそれがあります。定期的に見直しを行い、記載内容が現状に即しているか確認を行うことが重要です。

——作成・変更後は届出も忘れずに！

就業規則を作成または変更した場合は、事業場を所轄する労働基準監督署への届出が必要です。届出の際は、①届出書(表紙)②意見書③就業規則本則(または新旧対照表)をセットで提出してください。

意見書は、事業場の労働者の過半数が加入する労働組合または事業場



ごとに選出した労働者代表の意見を聴取し、作成する必要があります。

——労働者への周知を徹底しましょう

就業規則の効力は監督署への届出ではなく、労働者への周知によって生じます。書面を事務所に備え付ける、データをパソコンに保存しておくなどの方法によって、労働者がいつでも見られる状態にしておくことが求められます。

——モデル就業規則をご活用ください

厚生労働省のホームページでは、モデル就業規則を公開しています。参考となる記載例だけではなく、解説も掲載されていますので、事業場の実情に応じた就業規則作成の参考として、ぜひご活用ください。

## 梅雨時の転倒災害対策を進めましょう

甲信越地方も梅雨入りとなり、雨が続くこの時期には、雨で濡れた地面で足を滑らせることによる転倒災害のリスクが高まります。**転倒災害**は、令和7年に小諸労働基準監督署管内(小諸市、佐久市、北佐久郡、南佐久郡)において発生した**休業4日以上**の**労働災害被災者数 315 人のうち、約1/4を占めており**、業種問わず、どの職場でも発生するリスクがある労働災害の1つです。

雨の日を狙って職場内のパトロールを行ったり、職場で働く労働者に雨で濡れた場所で滑って転びそうになったことがあるかヒヤリハット事例を聞いてみることで、日頃は隠れている職場内に潜む転倒災害のリスクを見つけて、対策を進めてみましょう。また、対策の進め方に困ったときには、長野産業保健総合支援センターが行っている「理学療法士等による訪問支援事業」を活用し、外部の専門家のアドバイスを受けてみることもオススメです。

### 【転倒災害防止のためのチェックポイント】

- 床の水たまり等は放置せず、その都度取り除いていますか？
- 靴は滑りにくく、ちょうど良いサイズのものを選んでいませんか？  
——作業に適した靴を選んで着用し、靴底の減りがなければ定期的に点検・交換しましょう。
- 滑りやすい箇所や段差のある場所等に注意を促す標識をつけていませんか？  
また、転倒しやすい場所の危険マップを作成し、周知していますか？
- 労働者に対する安全衛生教育を実施していますか？  
また、ストレッチや転倒予防のための運動を取り入れていますか？  
——安全衛生教育を通じて、転倒防止のためには、日頃の体力づくりも重要であることを労働者に意識づけるとともに、作業開始前に簡単なストレッチや体操を取り入れてみましょう。

# 建物の解体や改修工事を行う際には「アスベスト」対策が必要です

「アスベスト(石綿)」をご存じでしょうか？

アスベストは、かつて広く使われていた建材で、特に、2006年以前の建物に使われている可能性があります。熱に強く、燃えにくい、音を通しにくいといった特徴があり、主に建物の安全性を高めるため使用されていました。

天井や壁に吹き付けられた材料、配管を包む断熱材、外壁や屋根のスレート材など、身近な場所に使われています。

現在では、アスベストは健康への影響が問題となり、使用が禁止されています。アスベストは非常に細かい繊維でできており、建物を壊したり削ったりすると、目に見えない粉じんとなって空气中に広がることがあります。



アスベストの粉じんを吸い込むと、数十年後に肺がんや中皮腫などを引き起こすおそれがあるため、建物の解体や改修工事を行う際は、アスベストが含まれているかを調べる「事前調査」が法律で義務付けられています。

事前調査や飛散・吸引等の対策は施工業者が実施しますが、安全・環境に配慮した工事のためには、発注者の皆さまのご協力が欠かせません。具体的には、施工業者が正しい調査を行えるように、建物の図面や過去の工事記録など、アスベストの有無を確認するための資料を提供することなどがあります。

事前調査や分析調査の費用、アスベストの除去が必要となった場合は、調査・除去に必要な費用について施工業者とよく相談した上でご負担いただくとともに、施工業者が安全対策を十分に行えるよう、無理のない工期や条件を設定していただくことが重要です。

さらに、工事中には、適切に安全対策が行われていることを確認するために、作業状況の記録(写真等)が行われる場合がありますので、撮影などへのご理解とご協力をお願いいたします。なお、工事の内容によっては、発注者ご自身による届出が必要となる場合もあります。

石綿対策は、施工業者だけに任せるのではなく、発注者を含めた関係者全員で取り組むことが大切です。安全で適正な工事のため、ご理解とご協力をお願いいたします。

## 続報! Pick UP!

令和9年4月1日施行  
一般健康診断の法定項目が改正

先月号でお伝えした一般健康診断の項目改正について、パンフレットが発行されましたので、ぜひご利用ください。

- 喀痰検査の削除
- 肝機能検査の酵素名変更
- 血清クレアチニン検査追加



【在留カードに関するお知らせ】  
令和8年6月4日交付分から在留カードの様式が新しくなります。また、同日から在留カードとマイナンバーカードが一体となった「特定在留カード」の運用が開始されます。カードの種類により、届出に必要な項目の記載位置が異なりますので、確認の際はご注意ください。

外国人労働者を雇用する場合には、次のとおり法律で定められたルールがあります。  
○雇入れ前には、適法に就労できる「在留資格」が付与されているかどうかを、「在留カード」等により確認していただく必要があります。  
○雇入れ・離職の際には、氏名、在留資格、在留カード番号などについて、ハローワークへの届出が必要です。  
○国内で就労する外国人労働者には、日本人労働者と同様に、労働基準法などの労働関係法令が適用されます。  
この他にも守るべきルールがありますので、パンフレット「外国人雇用はルールを守って適正に」をご確認いただき、今一度チェックしてみましょう。

6月は「外国人雇用啓発月間」です  
「ともに働き、ともに支える社会へ」外国人雇用はルールを守って適正に

## 今月号 関連リンク



モデル就業規則



石綿総合情報ポータルサイト



外国人雇用はルールを守って適正に

## ～編集後記～

梅雨時期です。気圧低下による健康への影響もあるようですが、昨今は「6月病」なる用語も出てきたそうです。

4月の環境変化(進学や就職など)への頑張りすぎた結果、心身の疲労が(5月から)6月頃に現れることを指します。

いずれにせよ、健康あっての安全第一。慎重に焦らず、6月を乗り切りましょう。